

# PART 2 …… 子どもにかかる

## ① 出産に「かかるお金」と「もらえるお金」

出産は嬉しいライフイベントの1つですが、入院・分娩にはまとまったお金がかかります。ここでは、妊娠・出産でかかるお金ともらえるお金を確認しておきましょう。

### 出産にはどのくらいお金がかかる？

#### 通常分娩なら分娩費・入院費は自己負担に

出産は病気ではないため、基本的に健康保険の適用外となっています。このため、通常分娩の場合は出産するときの入院料・分娩料などの費用は全額自己負担です。厚生労働省保険局において集計された統計によると、その費用は平均で約52万円とかなり高額になります。

ただし、これはあくまで平均の金額で、入院する病院や、病室の種類、分娩方法などによっては、もっとお金がかかってしまうケースもありますので、

注意が必要です。このような出産による経済的な負担を減らすため健康保険や自治体などから「もらえるお金」もあります。



### 「もらえるお金」を確認しよう

#### 出産時や育児休業中にももらえるお金がある

出産時の高額な出費を補うために、加入している国民健康保険や健康保険などから「出産育児一時金」として子ども1人につき42万円が支給されます。さらに、働いている女性が産休を取り、その間に給与が出ないときには、健康保険から「出産手当金」として所定の1日あたりの金額×支給日数分が支給されます。また、育児休業中は休業開始時賃金日額の50%～67%の「育児休業給付金」が、子どもの1歳の誕生日前日までの、育児休業を取得した日数分もられます。これらの他にももらえるお金や、優遇制度などがありますので、次のページで確認してください。

#### 出産手当金と育児休業給付金の給付期間

出産予定日	出産日	子ども満1歳
産前42日 <sup>※1</sup>	予定より遅れた日数(α日) 産後56日	育児休業
出産手当金		育児休業給付金

1日あたりの金額<sup>※2</sup>×支給日数分が産後56日経過後に給付される

<sup>※1</sup> 多胎の場合は98日

<sup>※2</sup> 右ページ出産手当金参照

休業開始時賃金日額<sup>※</sup>×67%  
(180日まで)、休業開始時賃金日額×50%(181日以降)  
×子どもの1歳の誕生日前日までの期間で育児休業を取得した日数分が給付される

<sup>※</sup> 育児休業開始前6カ月の賃金を180で割った金額

# お金を知る

子どもにかかる  
お金を知る

PART 1

PART 2

PART 3

PART 4

PART 5

PART 6

PART 7

PART 8

## 妊娠・出産でもらえるお金

妊娠・出産のときにかかる費用を軽減するために、もらえるお金や優遇制度があります。そのおもなものを以下で紹介しますので、チェックしておきましょう。

### 出産育児一時金

子ども1人につき

**42万円**

※産科医療補償制度の対象外となる出産の場合は40.4万円

### 妊婦健診費用助成

妊婦健診の助成として  
平均7万～10万円(自治体によって異なる)

※母子健康手帳と共に原則14回分の受診券が配布される

### 出産手当金

〈支給額の例〉

支給開始日以前の継続した12カ月間の  
各月の標準報酬月額平均が24万円の場合

$24万円 \div 30日 = 8,000円$

$8,000円 \times 2/3 = 5,333円$  (1日あたりの金額)

$5,333円 \times 98日 = 約52万円$

※出産予定日に出産した場合

\*国民健康保険加入者は支給対象外

### 児童手当

子ども1人につき

3歳未満 一律1万5,000円/月

3歳以上小学校修了前 1万円/月<sup>※1</sup>

中学生 一律1万円/月

※1 第三子以降は1万5,000円/月

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合、

特例給付として月額一律5,000円を支給

※2022年10月支給分より高所得者への特例給付を廃止

### 育児休業給付金

休業開始時賃金日額×67%  
(180日まで)

休業開始時賃金日額×50%  
(181日から)

〈支給額の例〉

休業開始時賃金日額が8,000円の人が  
育児休業で300日間休んだ場合

$8,000円 \times 67\% \times 180日 +$

$8,000円 \times 50\% \times 120日 = 約144万円$

※支給額には上限あり。雇用保険より支給

※支給の対象期間中に賃金の支払いがある場合、支払われたその賃金の額が休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額に対し、13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されない

※一定の事由に該当するときは最長2歳に達する日まで給付される(平成29年10月から)

※父母ともに休業する場合(「パパ・ママ育休プラス」制度利用時)、後から育児休業を開始する方は子どもが1歳2カ月に達する日の前日までの育児休業に対して、最大1年まで給付される

### 産休・育児休業中の 社会保険料免除

子どもの1歳の誕生日まで  
社会保険(厚生年金・健康保険)の  
保険料が免除

※2歳まで延長して休業するときは2歳まで免除される

※育児休業制度に準ずる会社独自の休業制度により休みを取得する場合は、3歳の誕生日まで保険料が免除される

### 産前産後期間の 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者の場合  
出産(予定)日の前月から  
4カ月間<sup>※</sup>の国民年金保険料が免除

※多胎の場合は出産日の3カ月前から6カ月間

## ② 教育費の目安と教育資金づくり

子どもの教育費は老後資金、住宅購入と並んで人生の3大支出といわれています。かかる金額のめどを立てて、備え方を考えておきましょう。

### 子どもの教育費はどのくらいかかる？

#### かかる教育費は進学プランで変わる

次ページの表は、幼稚園から大学までの子どもの教育費の目安をまとめたものです。これを見てもわかるように、すべて公立を選んだ場合でも、トータルで約790万円の教育費がかかることになります。また、すべて私立を選んだ場合は、2,200万円を超える費用がかかることになるのです。

ただし、これはあくまで子どもが1人の場合の金額で、子どもが2人以上いる場合は、その分の教育費が必要になります。また、子どもがどのような進学先を選ぶかによって教育費の総額は変動しますの

で、少しでも早くプランを立て、かかる費用を想定しておくといよいでしょう。



### 教育費は計画的に用意しよう

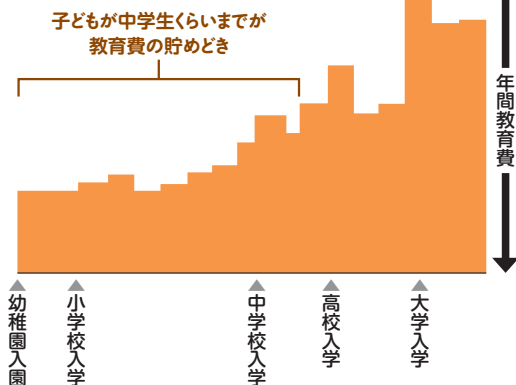
#### 子どもが中学生になるまでが、教育費の貯めどき

このように、教育費は総額で1,000万円を超える可能性もあります。この金額をすべて家計費から賄うのは難しいため、できるだけ計画的に貯蓄で備えておくことが大切といえるでしょう。

右の図は、子ども1人あたりの教育費負担の推移をイメージしたものです。これを見るとわかるように、中学校卒業までは教育費負担が比較的少ないのですが、高校入学あたりからは負担が一気に膨らみます。子どもが中学生くらいまでが教育費の貯めどきとなりますので、この時期に高校・大学のための教育費を前倒しして貯めることを心がけましょう。

#### 教育費の貯めどきはいつ？

教育費負担の推移のイメージ



# 子どもの進学プランとかかる費用を考えよう

かかる教育費は、公立に行くのか、私立に行くのかで大きく変わります。  
子どもの希望を聞きつつ、進学プランとかかる費用を考えていきましょう。

## 子どもの教育費の目安

	公立	私立
幼稚園(3年)	約65万円	約158万円
小学校	約193万円	約959万円
中学校	約146万円	約422万円
高校	約137万円	約290万円
大学	約243万円	約462万円
<参考> 大学院(修士2年)	約135万円	約189万円

調査データにはまだ反映されていないが、  
2019年に始まった「幼児教育・保育の無償化」により、幼稚園で2.57万円を上限に利用料が無償化されている



※幼稚園・小学校・中学校・高校：文部科学省「子供の学習費調査(平成30年度)」。学校教育費・学校給食費・学校外活動費含む  
※大学(公立)・大学院(公立)：文部科学省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」  
※大学(私立)・大学院(私立)：文部科学省「私立大学等の令和元年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」  
なお、大学院(私立)は、博士前期課程から算出している  
※大学院：専門職学位課程(法科大学院等)は含まれていない

## 教育費を見積もってみよう

子どもの進学プランが見えてきたら、  
公(公立)か、私(私立)かを丸で囲んで、  
上の教育費の目安を参考に、  
かかる教育費を見積もってみましょう。

記入してみましょう



	第一子		第二子		第三子	
幼稚園	(公・私)	万円	(公・私)	万円	(公・私)	万円
小学校	(公・私)	万円	(公・私)	万円	(公・私)	万円
中学校	(公・私)	万円	(公・私)	万円	(公・私)	万円
高校	(公・私)	万円	(公・私)	万円	(公・私)	万円
大学	(公・私)	万円	(公・私)	万円	(公・私)	万円
合計		万円		万円		万円
					<b>教育費合計</b>	万円

### ③ それでも教育費が準備できないときは？

前もって教育資金づくりをしても目標額に届かないときには、奨学金や教育ローンを利用するという方法もあります。

#### 奨学金や教育ローンを検討するなら

#### 親が借りる教育ローンと子どもが借りる奨学金

教育費は事前に積立などで備えておくのが基本ですが、かなり前から備えていても、目標の教育費に届かないというケースがあります。そんなときは、奨学金や、公的・民間の教育ローンなどを利用して教育費を調達するのも選択肢の1つです。

検討する順としては、まず奨学金。所得条件や成績条件が合わず奨学金が借りられなかったときは、公的教育ローン、最後に民間教育ローンという流れが一般的です。給付型でない奨学金や教育ローンは

借金になりますので、返済の見通しを立てつつ、計画的に利用することが大切です。

#### 教育費の準備を検討する順番

まずは奨学金は給付型から探し、次に貸与型を検討し、その後、公的教育ローン、民間教育ローンの順番で検討。



#### 奨学金を利用する

#### さまざまな種類の奨学金の特徴をチェックしよう

日本学生支援機構の貸与奨学金には無利子で借りられる第一種奨学金と、年利3%が上限で利子がつく第二種奨学金の2つがあり、第一種は第二種に比べて選考基準が厳しくなっているのが特徴です。親が借りる教育ローンと異なり、学生である子どもが

借りることになります。初回振込みは入学後になるため、入学金や前期納付金の入金に間に合わない点には注意しましょう。返済義務のない給付型奨学金は日本学生支援機構のほか、大学独自で取り扱うところも増えています。

#### おもな奨学金の種類

		タイプ	特徴
日本学生支援機構の奨学金	第一種奨学金 (無利子貸与)	貸与	無利子で貸与が受けられる奨学金。貸与に際しては、一定の選考基準をクリアする必要があり、条件は厳しめ。
	第二種奨学金 (有利子貸与)	貸与	年利3%が上限で利子がかかる奨学金(在学中は無利子)。複数の中から月の貸与金額を選択することができ、選考基準は第一種奨学金より緩やか。
	給付奨学金	給付	返済が不要な奨学金。経済的に困難な状況にある低所得の生徒に対するもので、成績不振などの場合に給付の打ち切りや返還が必要なものもある。
地方自治体の奨学金制度		貸与・給付	都道府県や市町村が独自に行う奨学金制度で、奨学金を支給する地方自治体に本人が住んでいるか、本人の出身地であるか、保護者が住んでいることなどが利用条件。利用条件や金額は各自治体によって異なる。
大学独自の奨学金制度		貸与・給付	各大学が独自で行っている奨学金制度。利用条件や金額は各大学によって異なる。最近は返済の必要がない「給付型」も増えてきている。

※日本学生支援機構のホームページ内「奨学金」→「JASSO以外の奨学金情報」で大学・地方公共団体等の奨学金制度等を閲覧できる

## 公的教育ローンや民間教育ローンを利用する

### まずは公的教育ローンから検討しよう

教育ローンには、公的教育ローンと民間教育ローンがあります。公的教育ローンは日本政策金融公庫が取り扱う「教育一般貸付（国の教育ローン）」と呼ばれるもので、借入可能額は学生1人あたりにつき350万円（海外留学資金は450万円）まで。固定金利タイプで金利も低めなほか、日本学生支援機構の奨学金と併用することもできます。ただし、公的教育ローンには所得制限があるため、利用できないケースもあります。そのようなときは、銀行など民間の金融機関が取り扱う民間教育ローンを検討しましょう。各金融機関で融資条件は異なりますので、よく比較したうえで選んでください。



#### おもな教育ローン

	特徴
公的教育ローン	日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）で、親が借り手となる。使える用途が入学金、授業料、アパート家賃など幅広いのが特徴。年中申し込みが可能で、申し込みから20日程度で入金される。
民間教育ローン	銀行、ろうきん、JAなどが取り扱う教育ローン。借入条件や借入金額の上限、適用金利は取扱金融機関によって異なる。

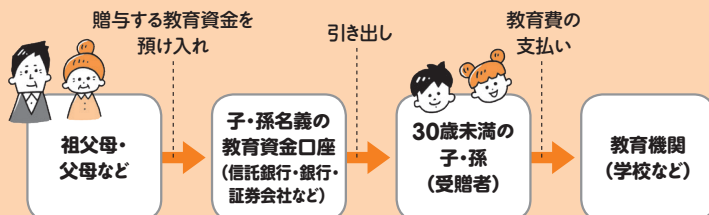


#### POINT

- 奨学金には貸与型と給付型の、2つのタイプがある。
- 地方自治体や大学独自の奨学金もチェックしよう。
- 教育ローンを借りるなら、金利などの条件を比較して選ぼう。

### 祖父母からの教育資金の一括贈与が1,500万円まで非課税になる制度

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」として、2023年3月末まで、父母や祖父母から30歳未満の子や孫への教育資金の贈与が、贈与を受ける受贈者1人につき1,500万円まで非課税になります。贈与の際は、子・孫名義の教育資金口座に預け入れが必要です。



注1) 贈与を受ける子・孫は前年の所得1,000万円超の人は対象外

注2) 習い事にかかる費用は500万円までは対象になるが、23歳以上の人は原則対象外

※子・孫が30歳到達時に口座に残ったお金には原則贈与税がかかる

※期間中に贈与者が死亡した場合、贈与を受ける子や孫が23歳未満などを除き相続税の対象となる